

吸収分割に係る事後開示書類

(会社法第791条第1項第1号および会社法施行規則第189条に定める書面)

(会社法第801条第3項第2号および会社法施行規則第189条に定める書面)

2023年10月2日

日本工営株式会社

ID&Eホールディングス株式会社

2023年10月2日

吸収分割に係る事後開示書類

吸収分割会社 東京都千代田区麹町五丁目4番地

日本工営株式会社

代表取締役社長 金井 晴彦

吸収分割承継会社 東京都千代田区麹町五丁目4番地

ID&E ホールディングス株式会社

代表執行役社長 新屋 浩明

日本工営株式会社（以下「吸収分割会社」といいます。）および ID&E ホールディングス株式会社（以下「吸収分割承継会社」といいます。）は、2023 年 8 月 14 日付吸収分割契約（以下「本吸収分割契約」といいます。）に基づき 2023 年 10 月 1 日を効力発生日として、吸収分割承継会社に対して吸収分割会社が営む、吸収分割会社保有不動産の管理事業および吸収分割会社保有子会社等株式の管理事業ならびにこれらに付随する事業に関する権利義務を承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行いました。

本吸収分割に関する会社法第 791 条第 1 項第 1 号および第 801 条第 3 項第 2 号ならびに会社法施行規則第 189 条に定める事項は、以下のとおりです。

1. 本吸収分割が効力を生じた日（会社法施行規則第 189 条第 1 号）

2023 年 10 月 1 日

2. 吸収分割会社における会社法第 784 条の 2、第 785 条、第 787 条および第 789 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 2 号）

(1) 会社法第 784 条の 2（株主による吸収分割の差止請求）の規定による請求に係る手続きの経過について

会社法第 784 条の 2 の規定に基づき、吸収分割会社に対して本吸収分割をやめることの請求をした株主はおりませんでした。

(2) 会社法第 785 条（反対株主の株式買取請求）の規定による手続きの経過について

吸収分割会社の株主は、会社法第 784 条第 1 項に定める特別支配会社である吸収分割承継会社のみであったため、会社法第 785 条第 1 項の規定に基づき吸収分割会社に対して株式の買取請求を行うことのできる株主はおりませんでした。

(3) 会社法第 787 条（新株予約権買取請求）の規定による手続きの経過について

本吸収分割に際して、会社法第 787 条第 1 項第 2 号の要件を満たす新株予約権はありませんので、同条の規定による手続きは行っておりません。

(4) 会社法第 789 条（債権者の異議）の規定による手続きの経過について

本吸収分割に際して、吸収分割会社は吸収分割承継会社に対して重疊的債務引受の方法によって債務を承継するため、吸収分割会社に対して異議を述べることができる債権者はおりませんので、会社法第 789 条の規定による手続きは行っておりません。

3. 吸収分割承継会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条および第 799 条の規定による
手続きの経過（会社法施行規則第 189 条第 3 号）

(1) 会社法第 796 条の 2（株主による吸収分割の差止請求）の規定による請求に係る手続きの経過について

本吸収分割は、会社法第 796 条第 2 項に規定する簡易吸収分割であるため、該当事項はありません。

(2) 会社法第 797 条（反対株主の株式買取請求）の規定による手続きの経過について

吸収分割承継会社は、会社法第 797 条第 3 項および第 4 項の規定に基づき、2023 年 8 月 22 日付の電子公告において、株主に対し公告を行いました。同条第 1 項の規定に基づく株式の買取請求を行った株主はおりませんでした。

(3) 会社法第 799 条（債権者の異議）の規定による手続きの経過について

吸収分割承継会社は、会社法第 799 条第 2 項および第 3 項の規定に基づき、2023 年 8 月 22 日付の官報および電子公告において、債権者に対し公告を行いました。同条第 1 項第 2 号の規定に基づく異議を述べた債権者はおりませんでした。

4. 本吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 189 条第 4 号）

吸収分割承継会社は、吸収分割会社より、2023 年 10 月 1 日をもって、吸収分割会社が営む、吸収分割会社保有不動産の管理事業および吸収分割会社保有子会社等株式の管理事業ならびにこれらに付随する事業に関する権利義務を承継しました。

5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日（会社法施行規則第 189 条第 5 号）

2023 年 10 月 2 日

6. その他吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第 189 条第 6 号）

該当事項はありません。

以上